

燕・弥彦地域公共交通会議設置要綱（案） 新旧対照表

改正案	現行																
<p>○燕・弥彦地域公共交通会議設置要綱</p> <p>(事務局)</p> <p>第10条 交通会議は、交通会議の運営に関する事務を行うため、燕市<u>都市整備部都市計画課</u>内に事務局を置く。</p> <p>2 事務局には事務局長を置き、燕市<u>都市整備部長</u>をもって充てる。</p> <p>3 事務局員は、燕市<u>都市整備部都市計画課</u>職員をもって充てる。</p> <p>附 則</p> <p>この告示は、平成26年4月1日から施行する。</p> <p>この告示は、平成30年4月5日から施行する。</p> <p><u>この告示は、令和3年5月14日から施行する。</u></p>	<p>○燕・弥彦地域公共交通会議設置要綱</p> <p>(事務局)</p> <p>第10条 交通会議は、交通会議の運営に関する事務を行うため、燕市市民生活部生活環境課内に事務局を置く。</p> <p>2 事務局には事務局長を置き、燕市市民生活部長をもって充てる。</p> <p>3 事務局員は、燕市市民生活部生活環境課職員をもって充てる。</p> <p>附 則</p> <p>この告示は、平成26年4月1日から施行する。</p> <p>この告示は、平成30年4月5日から施行する。</p>																
<p>別表（第5条関係）</p> <table border="1" data-bbox="280 1058 1072 1337"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>委 員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">法第6条第2項第1号の委員</td> <td>燕市長</td> </tr> <tr> <td>弥彦村長</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">法第6条第2項第2号の委員</td> <td>新潟交通観光バス株式会社 潟東営業所 所長</td> </tr> <tr> <td>越後交通株式会社三条営業所 所長</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	委 員	法第6条第2項第1号の委員	燕市長	弥彦村長	法第6条第2項第2号の委員	新潟交通観光バス株式会社 潟東営業所 所長	越後交通株式会社三条営業所 所長	<p>別表（第5条関係）</p> <table border="1" data-bbox="1184 1058 1977 1337"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>委 員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">法第6条第2項第1号の委員</td> <td>燕市長</td> </tr> <tr> <td>弥彦村長</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">法第6条第2項第2号の委員</td> <td>新潟交通観光バス株式会社 潟東営業所 所長</td> </tr> <tr> <td>越後交通株式会社 三条営業所 所長</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	委 員	法第6条第2項第1号の委員	燕市長	弥彦村長	法第6条第2項第2号の委員	新潟交通観光バス株式会社 潟東営業所 所長	越後交通株式会社 三条営業所 所長
区 分	委 員																
法第6条第2項第1号の委員	燕市長																
	弥彦村長																
法第6条第2項第2号の委員	新潟交通観光バス株式会社 潟東営業所 所長																
	越後交通株式会社三条営業所 所長																
区 分	委 員																
法第6条第2項第1号の委員	燕市長																
	弥彦村長																
法第6条第2項第2号の委員	新潟交通観光バス株式会社 潟東営業所 所長																
	越後交通株式会社 三条営業所 所長																

	越佐観光バス株式会社 代表取締役
	ウエスト観光バス株式会社 代表取締役
	東日本旅客鉄道株式会社 燕三条駅長
	公益社団法人新潟県バス協会 事務局長
	株式会社燕タクシー 代表取締役
	株式会社中央タクシー 代表取締役
	中越交通株式会社 代表取締役
	まきタクシー有限会社 代表取締役
	地藏堂タクシー有限会社 代表取締役
	弥彦タクシー株式会社 代表取締役
	弥彦村建設企業課 課長
法第6条第2項第3号の委員	燕警察署 署長
	西蒲警察署 署長
	地域公共交通の利用者（燕市・弥彦村）
	学識経験者
	国土交通省北陸信越運輸局交通政策部 交通企画課長
	国土交通省北陸信越運輸局新潟運輸支局 首席運輸企画専門官
	新潟県三条地域振興局 企画振興部長
	燕市観光協会 会長
	弥彦村観光協会 会長
	日本労働組合総連合会新潟県連合会県央地域協議会 事務局長

	越佐観光バス株式会社 代表取締役
	ウエスト観光バス株式会社 代表取締役
	東日本旅客鉄道株式会社 燕三条駅長
	公益社団法人新潟県バス協会 事務局長
	株式会社燕タクシー 代表取締役
	株式会社中央タクシー 代表取締役
	中越交通株式会社 代表取締役
	まきタクシー有限会社 代表取締役
	地藏堂タクシー有限会社 代表取締役
	弥彦タクシー株式会社 代表取締役
	燕市都市整備部 部長
	弥彦村建設企業課 課長
法第6条第2項第3号の委員	燕警察署 署長
	西蒲警察署 署長
	地域公共交通の利用者（燕市・弥彦村）
	学識経験者
	国土交通省北陸信越運輸局交通政策部 交通企画課長
	国土交通省北陸信越運輸局新潟運輸支局 首席運輸企画専門官
	新潟県三条地域振興局 企画振興部長
	燕市観光協会 会長
	弥彦村観光協会 会長
	日本労働組合総連合会新潟県連合会県央地

新潟県立吉田病院 事務長
一般財団法人新潟県地域医療推進機構 (新潟県立燕労災病院 指定管理者) 事務 部長
三条市市民部環境課 課長
燕市企画財政部 部長
燕市市民生活部 部長
燕市産業振興部 部長
燕市健康福祉部 部長
燕市教育委員会 次長
弥彦村総務部 部長
弥彦村総務課 課長
弥彦村観光商工課 課長
弥彦村福祉保健課 課長
弥彦村教育課 課長

域協議会 事務局長
新潟県立吉田病院 事務長
一般財団法人新潟県地域医療推進機構(新 潟県立燕労災病院 指定管理者) 事務部長
三条市市民部環境課 課長
燕市企画財政部 部長
燕市産業振興部 部長
燕市健康福祉部 部長
燕市教育委員会 次長
弥彦村総務課 課長
弥彦村観光商工課 課長
弥彦村福祉保健課 課長
弥彦村教育課 課長